

平成28年1月から

# マイナンバー（個人番号）カード

の交付が開始されます

## マイナンバー（個人番号）とは

社会保障・税番号制度の導入に伴い、住民票を有する全ての方に1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなり、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。



マイナンバー（個人番号）  
カードイメージ図

## マイナンバー（個人番号）カードの交付が始まります

平成27年10月以降、各人のマイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）が記載された紙製の「通知カード」を市区町村から送付します。

また、申請すると、平成28年1月から「マイナンバー（個人番号）カード」の交付を受けることができます。マイナンバー（個人番号）カードは、住民基本台帳カードと同様、顔写真とICチップがついており、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

## 住基カードはどうなるの

平成28年1月を予定しているマイナンバー（個人番号）カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行わない予定です。

平成27年12月以前に発行された住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードと重複して所持することはできません。



マイナンバー（社会保障・税番号制度）に関するお問い合わせは  
0570-20-0178（日本語）、0570-20-0291（英語）

※ 平日9時30分から午後5時30分まで ※ 通話料がかかります